

平成30年9月定例会 議会傍聴ダイジェスト

(予定) 平成30年9月13日 10時より

江西照康 持ち時間45分 一問一答方式

ケーブルテレビ生放送&インターネット生+録画



12 番 江 西 照 康

市議会会派自民党
副政調会長
総務文教委員会委員
議会改革検討調査会
副座長
議会運営委員会委員
政務活動費のあり方
検討委員会委員
都市計画審議会委員

9月定例議会が開会しました。今までの質問は会派内で、早目の順番での質問だったため、傍聴ダイジェストをお送りしても、既に質問が終了した後に届いてしまうことがありました。

よって、今回は会派の中で遅めを希望し、一般質問3日目の13日に行う予定です。10時開会のトップバッターです。

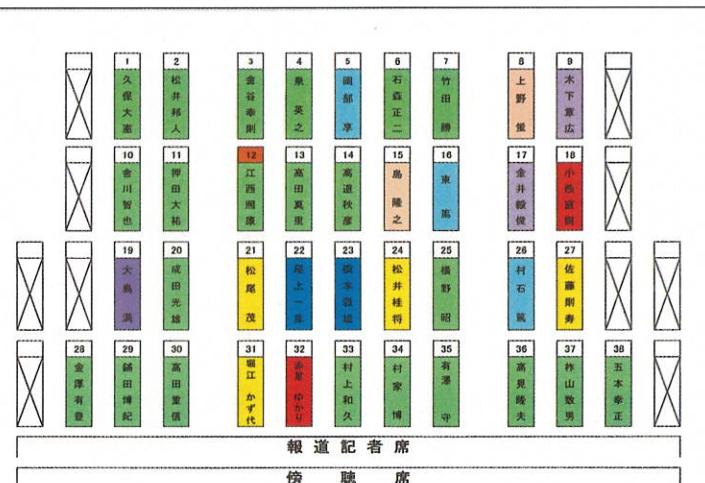
議長が開会を宣言し、質問を認める旨を話すや否や、私が指名されますのでケーブルテレビやインターネットでご覧いただける方は、お見逃しなくお願ひします。

前回は、3問目の質問において、時間不足から市長の答弁で時間切れを向かえ、誠に不本意で残念な形で質問を終える結果となってしまいました。今回は、改めてその質問からスタートします。

一問目の質問からなかなかの緊迫感を感じていただけるものと考えております。議場にお越しいただいた方にはその雰囲気を是非感じ取って下さい。

本紙において、今回の私の質問の詳細を解説いたします。傍聴に際し、ご参照ください。

9月13日(木)		
10:00~10:45	江西 照康	自由民主党
10:45~11:45	久保 大憲	自由民主党
	休憩	
13:30~14:00	小西 直樹	日本共産党
14:00~14:30	大島 満	フォーラム38
14:30~15:15	堀江 かず代	公明党
	休憩	
15:30~16:00	岡部 亨	社会民主党
16:00~16:30	木下 章広	日本維新の会



議会質問は、ケーブルデーターネットで生中継され、
ターネットでは、数日後
されます。バーコード
をスマホで読み取ってい
ただくとご覧いただけま
す。

送付申し上げます。
議場に傍聴にお越しいただいた方には、本来私の質問の傍聴を目的とされていない方にお渡ししているかもしれません。その際は、誠に申し訳ありませんが、よろしければ、本資料を参考に私の質問にもお付き合いで下さいますようお願い申し上げま

クビューリングとして、後援会事務所にお越しいただいた方や、議場に傍聴に来られた方用に、29年12月議会より作成をしています。

実際の質問用の資料は、取り留めもなく長い文章となるのですが、本ダイジェストはそれを纏めることにより、程よく整理できるようになつたと思つています。

せっかく作るので、できる限り多くの方に見ていただきたいと考え、配布先を入れ替えながら郵送も開始しました。ただ、これは印刷や、封書詰、予算の問題などから多くの発送ができないため、その都度お送り先を変更する予定です。

も、今後も送付をご希望なさる

橋梁トリアージについて

富山市では22百を超える橋を管理している。これからの予算厳しい時代の中、もはや全橋梁の維持は難しいとされており、トリアージの考えを導入することが発表されている。この考えは国にも先んじており、詳細を発表すると大変なことになるので、富山市でも

富山市では22百を超える橋を管理している。これからの予

一部の関係者しかその詳細を認識していない。

てしない。

い。冷静でない時に議論を始めるところくなことがない。

A photograph showing a group of people at an outdoor location. One person in the foreground is holding up a large white board with several small photographs or diagrams on it. The group appears to be engaged in a discussion or presentation. In the background, there is a road with some vehicles, a green embankment, and a dense forest of tall evergreen trees under a clear blue sky.

考えていた。
しかし、今年の5月、中島
水門に近い下新橋が通行止め
になり、状況が分からぬの
で、調査して欲しいという市
民の声を受け、調査を進める
うちに、ある程度考えをはつ
きりさせなければならぬとい
う考えたのである。下新橋は、
維持するべき橋だということ
であるが、では、それ以外の
私たちの周りに架かる橋はど
うなのだろうか。橋梁トリア一

トリアージとは、多数の負傷者が出る災害や事故、戦争などに際して、救急隊員や医師が優先順位をつけ る行為である。



考え方を先導する技術統括官の任期も永遠ではない。予算の問題も国との間において調整していく必要もある。

として使われている。一方、国土交通省では橋梁の長寿命化政策の一環として、「点検→診断→措置→記録」のメンテナンスサイクルを実施し、I健全、II予防保全段階、III早期措置段階、IV緊急措置段階の区分に分類している。

富山市にはⅢの早期措置段階の橋が多数あり、今のうちに橋梁トリアージについて一定の共通理解をしておく必要がある。私たちにとって重要な橋が、優先度の低い分類にいるとしたら、地域をあげて予防運動をしなければならぬ。そこで、カリスマ的に富山



有害使用済機器の保管等に関する届出制度について (平成28年12月、平成29年9月と一連の質問)



数年前から、市民の目から見て、廃棄物の中間処分場との差異が分かりにくい施設が市内の数カ所で事業を開始していた。世界のグローバル化により、日本のゴミが、国によつては価値のある材料であるということから処分料で稼ぐのではなく、買い取つて外国に販売することで収益を上げるビジネスが成り立つようになったからである。これらは、全国的に広がつた問題であり、私の調査によれば富山市内では、和合の他、呉羽、神明、針原、婦中、大沢野等々、市内に8カ所を数えた。

に対しても現在6か月の猶予期間中で、10月1日より届出の義務化が開始する。

さて、届出を行うと、廃棄物処理業同様の厳しい規制を受けることとなる。有害使用済機器を高く積み上げることもできなくなるし、流れ出る雨水の対策も必要になる。よつ



猶予期間を経て10月 1日より届出義務

全国的には見ても、施設ごとに差はあるものの、廃棄物処理業では認められない管理体制であり、雨が降るたびに、有害金属が周辺に流れでる恐れがあつたり、火災発生の危険があつた。

その為、昨年の6月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、今年の4月から施行されている。

私個人は、一昨年からこの問題に取り組んでいたが、昨

猶予期間を経て10月
1日より届出義務

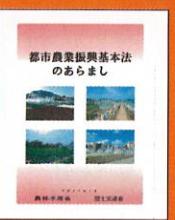


では届出を行わない場合、廃業するのかといえば、そうではない。おそらく業種の転換を図ると考えられるが、周辺住民が安心できる事業運営でなければ、意味がない。本法律の運用の鍵は、周辺住民の関心と、富山市環境部が握っている。

この問題においては、富山市環境部は丁寧で、着実な対

規制の詳細をしつかり把握し、継続して取組む意思を表明することにより、当局、市民、会派が力を合わせ今後も対応を進めれるよう、現状と今後の対応について、しつかり確認をしておきたい。

都市農業振興基本法と市街化区域内の農地 について (前6月議会より継続)



**市街化区域の農地を守るために
都市農業振興基本法が制定**

本質問は6月議会で3番目に行い時間切れとなつた質問の継続である。

いても同様である。

いても同様である。

今年の5月、この法律の成立い勝手と真意を明らかとするための都市農地の貸借の円滑化に関する法律が参議院を通過した。そして、本法律の付帯決議に、「市街化区域内農地の保全を図るために、生産緑地地区の指定が促進されよう支援すること」ということが書き込まれた。

これらを受け、富山市において、生産緑地に対し取り組む考えの変化はないか市長に質問したところ、戻ってきたのが左の回答である。

この回答を聞いていた間に、私の質問時間が終了したが、この市長の回答は的外れであ

を図るというものである。あるべきものとしての農地を維持するために税法上の措置が期待できるもので、それが現代版の生産緑地制度の導入である。富山市が生産緑地制度を導入し、農家が同意すれば、富山市の平均値で計算しても、固定資産税は40分の1に減額される。地域によっては200分の1になるとも言われている。ところが、全国的に見ても国が期待したように地方が動かず、肝心の基本計画を策定した都市はほとんどない。それは、富山市にお

現在、本市の市街化区域内の公園や緑地は、平成28年度時点で762ha所、約217ヘクタールあります。これを住民1人当たりの面積に割りますと8平米です。都市公園法施行令で定める標準面積の5平米を大きく上回っています。市民1人に3平米ずつ上回っているわけですから、42万人を掛けると大変大きなものになるわけです。

また、公園や緑地から半径500メートル圏内に居住する市街化区域の人口の割合は、平成28年度時点で約99%となっています。市街化区域の公園の200ha以上を有する町村は、

内の住民の99%は500メートル以内に公園があるわけです。そういう状況の中で、生産緑地の制度を使ってさらに将来の公園用地を確保する必要は全くないということは、誰が聞いてもそういう結論になるのではないかですか。固定資産税が高いから何とかしてくれという発想でこの議論をすることは、出発点から間違っていると申し添えておきたいと思います。

平成30年6月議会 森市長答弁

したのである

市では既にその3倍以上の農地が市街化編入されている。農業を継続したいと思つてゐる農家にとっては、迷惑な話である。固定資産税の負担を準備するために、慣れないアパート経営に手を出し、痛い目に合つている方も多いと聞く。そもそも、コンパクトシティ政策をとる中で、スポーツジ現象を生む現状は見直すべきである。

市街化区域内に農地を持つ農家の方の為のみならず、富山市全体の為にも必要である本制度について、市長に質問するものである。

私は生産緑地制度を利用して公園を増やしてはどうかといった質問はしていないのです。ある。

生産緑地はこれから大量に期間満了を迎える。その殆どが、宅地に転換されるものとされている。生産緑地は、30年の期間満了の他、従事者の死亡などでも解除される。現在までそういった事情で解除された農地は、宅地化している。その際に農家にペナルティはない。